

## 別 記

### ○出資法人（32法人）

（一般社団法人、一般財団法人及び特殊法人）

公益財団法人いばらき文化振興財団  
公益財団法人茨城県国際交流協会  
一般財団法人茨城県環境保全事業団  
公益財団法人茨城県消防協会  
公益財団法人茨城県看護教育財団  
公益財団法人いばらき腎臓財団  
公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構  
公益財団法人茨城県開発公社  
茨城県信用保証協会  
公益財団法人茨城カウンセリングセンター  
一般財団法人茨城県科学技術振興財団  
公益社団法人茨城県農林振興公社  
茨城県農業信用基金協会  
公益財団法人茨城県栽培漁業協会  
公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会  
一般財団法人茨城県建設技術公社  
一般財団法人茨城県建設技術管理センター  
茨城県道路公社  
茨城県土地開発公社  
公益財団法人茨城県教育財団  
公益財団法人茨城県スポーツ協会  
公益財団法人茨城県防犯協会  
公益財団法人茨城県暴力追放推進センター

（会社法法人）

鹿島都市開発株式会社  
鹿島臨海鉄道株式会社  
鹿島共同再資源化センター株式会社  
株式会社ひたちなかテクノセンター  
株式会社つくば研究支援センター  
笠間栗ファクトリー株式会社  
株式会社茨城県中央食肉公社  
鹿島埠頭株式会社  
株式会社茨城ポートオーソリティ

### ○援助法人（1法人）

公益社団法人茨城県森林・林業協会

(注) この別記において「会社法法人」とは、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき設立された法人及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第66条の規定により存続するものとされた株式会社をいう。

(注) この別記において「援助法人」とは、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例第2条に規定する出資法人以外の法人であって県が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているものとして規則で定めるものをいう。